【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 福岡財務支局長

 【提出日】
 2021年12月14日

【四半期会計期間】 第43期第2四半期(自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)

【会社名】株式会社 梅の花【英訳名】UMENOHANA CO., LTD.

【電話番号】 0942(38)3440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営計画・人事・総務担当 鬼塚 崇裕

【最寄りの連絡場所】 福岡県久留米市天神町146番地

【電話番号】 0942(38)3440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営計画・人事・総務担当 鬼塚 崇裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第42期 第 2 四半期 連結累計期間	第43期 第 2 四半期 連結累計期間	第42期
会計期間		自2020年 5月1日 至2020年 10月31日	自2021年 5月1日 至2021年 10月31日	自2020年 5月1日 至2021年 4月30日
売上高	(千円)	9,827,726	9,668,138	21,603,883
経常損失()	(千円)	1,683,368	1,462,734	2,396,755
親会社株主に帰属する四半期純利 益又は親会社株主に帰属する四半 期(当期)純損失()	(千円)	1,222,824	435,128	1,921,134
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	1,332,173	264,123	2,227,467
純資産額	(千円)	2,080,752	3,454,563	1,190,597
総資産額	(千円)	28,839,561	29,436,966	28,162,926
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失 ()	(円)	152.71	51.73	239.89
自己資本比率	(%)	6.0	11.1	3.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	558,263	801,826	59,332
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	153,136	53,756	242,349
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	3,054,681	1,691,790	2,848,570
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	4,538,353	6,062,867	5,226,658

回次	第42期 第 2 四半期 連結会計期間	第43期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自2020年 8月1日 至2020年 10月31日	自2021年 8月1日 至2021年 10月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	65.66	63.55

- (注)1.当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3.当社は、第42期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失の算定上、当該信託に残存する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。
 - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期 首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等に ついては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(外食事業)

2021年5月6日を効力発生日として、会社分割(簡易新設分割)により新たに連結子会社である株式会社梅の花サービス九州を設立し、分割会社である当社連結子会社の株式会社梅の花サービス西日本の事業のうち、九州地区における飲食事業を承継しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等は、引き続き以下のとおり存在しております。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、当第2四半期連結累計期間においても2度の緊急事態宣言の発出に伴い、営業時間の短縮及び一部店舗の休業を余儀なくされました。2021年10月に緊急事態宣言が解除され、また、10月下旬には飲食店に対する各自治体からの様々な要請も解除され、通常営業に戻りましたが、大勢での会食を控える傾向は現在も継続しており、当社グループの業績が回復するには相当の時間を要すると考えられます。しかしながら、感染防止対策の取り組みや新型コロナウイルスワクチンの接種率向上等により感染者数が激減しており、前連結会計年度と比較して業績回復を後押しする要因も増加しております。このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、当連結会計年度末に向けて緩やかに収束すると想定しております。

前連結会計年度は売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。当連結会計年度も引き続き損失を計上する可能性があり、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。しかしながら、当社は2021年6月に資本性劣後ローンによる資金調達、7月にA種優先株式の発行による自己資本の増強を実施し、財務基盤の安定性の確保に取り組んでおります。

また、当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益が4億35百万円となり、前年同期と比較し16億57百万円の大幅な改善をしていること、今後実施が想定されるGo Toキャンペーン等の政府による経済対策、コロナ禍で当社グループが取り組んだ各種施策の実施に伴う損益分岐点売上高の低減効果の発揮等により、業績回復の期待が持てる状況にあること、加えて雇用調整助成金及び時短協力金等の支援策の活用により当面の資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい 状況にある中で、ワクチン接種率の向上、各種政策の効果、海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが期待されて おります。

外食業界におきましては、政府や各自治体による休業、時短営業、酒類提供の停止・制限等の要請という非常に厳しい経営環境下において、雇用調整助成金や時短協力金等の各種支援策を活用し、収益確保に取り組んでいる状況です。2021年10月25日に飲食店に対する要請がほぼ解除され、今後の社会・経済活動の再開が期待されておりますが、冬場に向かい、感染再拡大(いわゆる第6波)の懸念は払拭されておりません。

当社グループにおきましても、特に外食事業において店舗休業や時短営業を余儀なくされましたが、一方で、前期から継続しているコスト削減による損益分岐点売上高の低減、雇用調整助成金や時短協力金の申請等による収益確保に尽力いたしました。

また、資本性劣後ローンによる手元資金の拡充、A種優先株式の発行による自己資本の増強を実施し、中長期的な財務基盤の安定性の確保に取り組んでおります。加えて、財務体質の健全化、配当可能利益の確保等を目的に減資し、資本金を1億円にいたしました。

このような中、SDGsへの対応として、物流部門におきましては、配送資材をドライアイスと発泡スチロールからリサイクルコンテナと高性能の保冷剤へ変更することにより、CO2の削減に取り組んでまいりました。製造部門におきましては、おからの再商品化に必要なおから乾燥機やバイオ式生ごみ処理機の導入等による産業廃棄物の削減、品質保持及び保存に優れた急速冷凍機の導入によるフードロスの削減についても取り組んでまいりました。各店舗におきましてもフードロス削減を目的とした販売方法の見直しや、食材廃棄額の可視化を進めております。

店舗の出店及び退店につきましては、1店舗の出店及び8店舗の退店を実施し、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は、289店舗となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は96億68百万円(前年同期比98.4%)となり、営業損失は13億 33百万円(前年同期は営業損失15億94百万円)、経常損失は14億62百万円(前年同期は経常損失16億83百万円)、

親会社株主に帰属する四半期純利益は4億35百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失12億22百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(外食事業)

外食事業におきましては、各店において感染防止対策を徹底し、お客様をお迎えする体制を整えましたが、政府及び各自治体の要請に則した休業や時短営業の実施により、10月下旬まで通常営業が不可能な状況が継続し、売上高は前年同期比で86.3%、コロナ禍影響前の2019年比で48.6%となりました。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」及び「和食鍋処 すし半」につきましては、ポイントカード等の会員様へのダイレクトメールやアプリによる商品告知等により、お客様との接点の増加に注力するとともに、来店動機を促進する季節に合わせたメニュー展開等に取り組んでまいりました。また、一部店舗における弁当や惣菜の宅配、テイクアウト商品の販売強化により売上確保に努めてまいりました。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、ランチ営業に注力し、一部店舗におきましては水槽を設置し、お好みの魚と調理法が選択できる「泳ぎ活魚定食」を数量限定で販売する等、新鮮な魚を美味しく食べていただける仕組みづくりに取り組んでおります。

新しい取り組みといたしましては、6月に新業態「お手軽中華のお店 梅花(メイファ)」を名古屋市東区の ショッピングモール内のフードコートに出店いたしました。

以上の結果、外食事業の売上高は47億85百万円(前年同期比86.3%)、セグメント損失11億24百万円(前年同期は、セグメント損失9億71百万円)となりました。

店舗数につきましては、梅の花は72店舗、すし半は13店舗、さくら水産は5店舗退店し22店舗、その他店舗は1店舗出店及び1店舗退店し16店舗、外食事業の全店舗数は123店舗となりました。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、主要な出店先である百貨店の来店客数の回復による母の日・ハロウィン等の当社のイベント商品の販売好調等により、売上高は前年同期比で112.8%、コロナ禍影響前の2019年比で78.8%となりました。

また、前期に引き続き、商品の品目数と陳列量の適正化を図るとともに、店舗製造を強化することによる品質向上と原価率の改善及び人時生産性向上のため労働時間管理に注力いたしました。

さらに、「古市庵」の一部店舗にて9月から販売を開始した、イタリアの伝統菓子であるマリトッツォを模した商品「すしトッツォ(まぐろ)」がSNS等にて拡散され、テレビ等のメディアに多数掲載されたことで、ブランド知名度を上げる一助となりました。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は43億27百万円(前年同期比112.8%)、セグメント利益1億53百万円(前年同期はセグメント利益1百万円)となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は2店舗退店し111店舗、梅の花テイクアウト店は50店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は166店舗となりました。

(外販事業)

外販事業におきましては、新規取引の拡大や既存取引先へのセントラルキッチンの既存製品の販売量増加、加えて冷凍惣菜等の新商品開発による取扱品目の増加等により、業績を堅調に伸ばしてまいりました。また、同業他社との関係を強化することにより、生産品目の拡大にも取り組んでおります。

牡蠣を中心とした水産加工品を製造する丸平商店につきましては、グループ各社の商品開発及び販促企画と連携して販売網の強化を図ることを目的としたプロジェクトの推進を継続し、グループ全体で収益力の強化に取り組んでおります。並行して、新たに生食用牡蠣の販売に取り組み、牡蠣生産者との信頼関係を深めることによりシーズンを通じ牡蠣原料の安定的な確保に努めております。

以上の結果、外販事業の売上高は5億55百万円(前年同期比123.8%)、セグメント損失75百万円(前年同期はセグメント損失2億7百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ12億74百万円増加し、294億36百万円となりました。これは主に、現金及び預金が8億36百万円、売掛金が3億82百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ 9 億89百万円減少し、259億82百万円となりました。これは主に、未払金が 4 億52百万円、借入金の総額が 2 億35百万円減少したことによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ22億63百万円増加し、34億54百万円となりました。これは主に、第三者割当増資により20億円増加したこと、親会社株主に帰属する四半期純利益4億35百万円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して、8億36百万円増加し、60億62百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。 (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は8億1百万円(前年同期は5億58百万円の支出)となりました。

前年同期に比べ 2 億43百万円支出が増加した主な要因は、税金等調整前四半期純利益が19億14百万円増加し、助成金収入が12億4百万円減少したこと、未払金の増減額が10億69百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は53百万円(前年同期は1億53百万円の支出)となりました。

前年同期に比べ99百万円支出が減少した主な要因は、投資有価証券の売却による収入が1億99百万円、敷金及び保証金の回収による収入が64百万円増加し、資産除去債務の履行による支出が1億80百万円増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は16億91百万円(前年同期は30億54百万円の収入)となりました。

前年同期に比べ13億62百万円減少した主な要因は、短期借入金の純増額が35億50百万円減少したこと、普通株式及び優先株式の発行による収入が19億52百万円増加したことによるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2〔事業の状況〕 1〔事業等のリスク〕」をご参照ください。

(5) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社グループは、資金繰り計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金等は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループではグループ会社や各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(6) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況 を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(7) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(8) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	20,700,000	
A 種優先株式	2,000	
計	20,700,000	

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式、A種優先株式の合計で20,700,000株であります。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年12月14日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,209,200	8,209,200	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株 (注)1
A 種優先株式	2,000	2,000	非上場	単元株式数 1 株 (注)1,2
計	8,211,200	8,211,200		

- (注)1.当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、A種優先株式が1株であります。また、A種優先株式は議 決権を有しないこととしております。
 - 2.当社の定款「第2章 株式(第11条の2~第11条の8)」において、種類株式について次のとおり定めております。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(第2章の2 A種優先株式)

(A 種優先配当金)

- 当会社は、第32条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式の登録株式質権者(以下「普通株式の登録株式質権者」といい、各種優先株式 4 体式のき、人種優先株式の3 に年度に係る期末配当の未配当の手間によいの合計額に年率4.0%を乗じて第出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同同日を含む。)がら当該剰余金の配当の本での制間の実日数につき、1年を365日として割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」というき、1年を365日として割計算により算出される金額(以下「A種優先配当金額」というき、1年を365日といりまの基準日が払込期日と同日日を含む。)を支込方(ただし、除りに行い、円単位未満の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定める4種期中優先配当を払らままと、その合計額を控除した額を支払らものとする。また、当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を可含が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を可含が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式を可含に、当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 第11条の2 につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。
 - ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。
 - 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

(A 種期中優先配当金

記当金) 当会社は、第32条第2項又は第33条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日(以下「期中配 当基準日」という。)とする剰余金の配当(以下「期中配当」という。)をするときは、期中配当 基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A 種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期未配当後の未払A種優先 配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて貸出した金額について、当該期中配当基準日 の属する事業年度の初日(ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合 は、払込期日)(同日を含む。)から当該期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数に つき、365日で除した額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小 数第3位を四捨五入する。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種期中優先配当金」という。) を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本 条に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期 中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、 当該A種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。 第11条の3

(残余財産の分配)

出う 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優 先株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額 (ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式におけ る「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と、 第11条の4

EDINET提出書類

株式会社 梅の花(E03314)

四半期報告書

「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

A 種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(金銭を対価とする償還請求権)

9 る[風扇が惟] A 種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A 種優先株式の全部 又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「償還請求」という。)がで きる。当会社は、かかる請求(以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。)がなされ た場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあった A 種優先株式の一部のみし か取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を 第11条の5 決定する。

A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000円 x (1 + 0.04)m+n/365 払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m 年とn日」とし、「m+n/365」は「(1 + 0.04)」の指数を表す。

(控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 x (1 + 0.04)x+y/365

「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。 償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの 期間に属する日の日数を「x 年とy 日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したと きに発生する。

(金銭を対価とする取得条項) 第11条の6

でする取得条項) 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下、本条において「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、工業の他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還可支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種関売配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。

(議決権)

第11条の7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(株式の併合又は分割等)

、は分割等) 法令に引けの定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種 優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権 の無償割当てを行わない。 第11条の8

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
		普通株式				
2021年8月1日~		8,209,200		100 000		
2021年10月31日		A種優先株式		100,000		
		2,000				

(5)【大株主の状況】 所有株式数別

2021年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
梅野 重俊	福岡県久留米市	433,500	5.40
梅野 久美恵	福岡県久留米市	377,600	4.71
エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7	374,500	4.67
株式会社ヒデベア	福岡県久留米市櫛原町71番地の7	242,800	3.02
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10-2	201,300	2.51
株式会社フジオフードグループ本社	大阪府大阪市北区菅原町 2 - 16	185,800	2.31
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	111,700	1.39
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1-1	97,000	1.21
梅の花従業員持株会	福岡県久留米市天神町146	68,300	0.85
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	45,600	0.56
計	-	2,138,100	26.67

所有議決権数別

2021年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
梅野 重俊	福岡県久留米市	4,335	5.39
梅野 久美恵	福岡県久留米市	3,776	4.69
エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社	│ │大阪府大阪市北区角田町8-7 │	3,745	4.65
株式会社ヒデベア	福岡県久留米市櫛原町71番地の7	2,428	3.02
麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野4丁目10-2	2,013	2.50
株式会社フジオフードグループ本社	大阪府大阪市北区菅原町 2 - 16	1,858	2.31
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,117	1.38
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1-1	960	1.19
梅の花従業員持株会	福岡県久留米市天神町146	683	0.84
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	456	0.56
計	-	21,371	26.58

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種優先株式 2,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 195,900	341	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,004,300	80,043	-
単元未満株式	普通株式 9,000	-	-
発行済株式総数	8,211,200	-	-
総株主の議決権	-	80,384	-

- (注)1.A種優先株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に 記載しております。
 - 2.「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数には、株式給付信託(J-ESOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式34,100株が含まれております。
 - 3.「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。
 - 4.「単元未満株式」欄の普通株式には、当社が保有する自己株式91株(株式会社日本カストディ銀行(信託 E 口)が保有する当社株式60株を含む)が含まれております。

【自己株式等】

2021年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社梅の花	福岡県久留米市 天神町146番地	161,800	34,100	195,900	2.38
計		161,800	34,100	195,900	2.38

(注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託 (J-ESOP) 」制度 の信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信 託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年5月1日から2021年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、如水監査法人による四半期レビューを受けております。

: 式会社 梅の化(E03314) 四半期報告書

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2021年 4 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2021年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,554,667	6,390,877
売掛金	1,180,725	1,562,804
商品及び製品	582,832	686,891
原材料及び貯蔵品	301,253	242,670
その他	639,030	1,440,603
貸倒引当金	500	700
流動資産合計	8,258,009	10,323,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,010,741	6,682,609
土地	7,161,112	7,195,432
その他(純額)	886,142	813,069
有形固定資産合計	15,057,996	14,691,110
無形固定資産		
その他	205,450	179,986
無形固定資産合計	205,450	179,986
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	439,852	482,035
その他	4,205,677	3,764,746
貸倒引当金	4,059	4,059
投資その他の資産合計	4,641,469	4,242,722
固定資産合計	19,904,917	19,113,819
資産合計	28,162,926	29,436,966

4 唐の望		(2021年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	485,345	575,626
短期借入金	8,183,000	8,233,000
1 年内返済予定の長期借入金	7,917,244	7,487,970
未払金	2,017,193	1,564,756
未払法人税等	69,560	48,822
資産除去債務	103,891	2,430
引当金	369,722	211,947
その他	578,321	535,740
流動負債合計	19,724,279	18,660,292
固定負債 固定負債		
長期借入金	5,421,429	5,565,653
資産除去債務	1,349,561	1,355,142
引当金	-	54,300
その他	477,059	347,014
固定負債合計	7,248,049	7,322,110
 負債合計	26,972,329	25,982,403
 純資産の部		
株主資本		
資本金	5,082,945	100,000
資本剰余金	4,501,294	3,625,645
利益剰余金	8,836,593	542,870
自己株式	397,948	398,106
株主資本合計	349,697	2,784,668
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	648,843	483,997
為替換算調整勘定	26,973	19,903
退職給付に係る調整累計額	31,870	15,063
その他の包括利益累計額合計	653,740	479,157
新株予約権 新株予約権	131	131
非支配株主持分	187,027	190,606
	1,190,597	3,454,563
 負債純資産合計	28,162,926	29,436,966

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 5 月 1 日 至 2020年10月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 5 月 1 日 至 2021年10月31日)
売上高	9,827,726	9,668,138
売上原価	3,532,657	3,408,111
売上総利益	6,295,068	6,260,027
販売費及び一般管理費	1 7,889,449	1 7,593,890
営業損失 ()	1,594,380	1,333,862
営業外収益		
維収入	30,420	23,247
営業外収益合計	30,420	23,247
営業外費用		
支払利息	39,421	41,797
株式交付費	-	47,107
持分法による投資損失	33,199	27,339
株式関連費	22,108	23,960
維損失	24,678	11,914
営業外費用合計	119,408	152,119
経常損失()	1,683,368	1,462,734
特別利益		
助成金収入	1,117,578	2,321,656
その他	47,516	201,236
特別利益合計	1,165,094	2,522,893
特別損失	25.044	470.070
減損損失	95,214	170,873
臨時休業による損失	2 877,337	2 547,991
その他	89,194	6,936
特別損失合計	1,061,747	725,802
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,580,021	334,356
法人税、住民税及び事業税	26,332	49,537
法人税等調整額	188,293	153,887
法人税等合計	161,961	104,350
四半期純利益又は四半期純損失()	1,418,059	438,706
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	195,235	3,578
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	1,222,824	435,128

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,418,059	438,706
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	76,144	164,846
退職給付に係る調整額	3,882	16,807
持分法適用会社に対する持分相当額	5,859	7,070
その他の包括利益合計	85,886	174,583
四半期包括利益	1,332,173	264,123
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,136,937	260,544
非支配株主に係る四半期包括利益	195,235	3,578

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 5 月 1 日 至 2020年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半	1 500 001	224 256
期純損失()	1,580,021	334,356
減価償却費	502,212	451,792
減損損失	95,214	170,873
のれん償却額	7,202	6,373
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	200
賞与引当金の増減額(は減少)	22,217	53,097
閉店損失引当金の増減額(は減少)	45,560	18,552
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	21,480	19,267
受取利息及び受取配当金	2,429	2,221
支払利息	39,421	41,797
持分法による投資損益(は益)	33,199	27,339
株式交付費	-	47,107
助成金収入	1,117,578	2,321,656
売上債権の増減額(は増加)	943,216	382,079
棚卸資産の増減額(は増加)	219,728	45,476
仕入債務の増減額(は減少)	368,603	90,281
未払金の増減額(は減少)	588,574	481,371
その他	130,739	204,403
小計	1,656,485	2,251,810
利息及び配当金の受取額	1,022	780
利息の支払額	39,440	43,327
助成金の受取額	1,189,383	1,545,516
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	52,743	52,985
営業活動によるキャッシュ・フロー	558,263	801,826
投資活動によるキャッシュ・フロー		·
有形固定資産の取得による支出	149,657	142,893
有形固定資産の除却による支出	7,649	6,293
無形固定資産の取得による支出	13,936	4,400
投資有価証券の取得による支出	1,406	1,451
投資有価証券の売却による収入	-	199,433
資産除去債務の履行による支出	76,106	257,000
敷金及び保証金の回収による収入	117,539	181,846
敷金及び保証金の差入による支出	14,770	23,575
その他	7,148	577
投資活動によるキャッシュ・フロー	153,136	53,756
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,600,000	50,000
長期借入れによる収入	733,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	1,274,619	1,285,050
株式の発行による収入	-	1,952,893
自己株式の取得による支出	-	157
その他	3,699	25,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,054,681	1,691,790
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,343,281	836,208
現金及び現金同等物の期首残高	2,195,071	5,226,658
- 現金及び現金同等物の四半期末残高	4,538,353	6,062,867

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間において、会社分割(簡易新設分割)により設立しました株式会社梅の花サービス九州を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用による、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。 収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「引当金」に含めていた「ポイント引当金」は、第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス関連)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う店舗の休業及び営業時間の短縮等により、当社グループの業績にも大きく 影響を及ぼしております。

このような状況下において、当連結会計年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社グループは当期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が相当期間継続するものの、当期の後半以降において回復に向かうものと想定し、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、不確実性が極めて高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと 異なる場合があります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員(以下、「社員」といいます。)に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」による株式報酬制度を導入しております。

(1)取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者(以下、受益者といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2)信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当第2四半期連結会計期間末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な項目と金額は以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 5 月 1 日 至 2020年10月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)	
	3,301,906千円	3,090,313千円	
賞与引当金繰入額	128,470	191,487	
賃借料	1,624,166	1,659,581	

2 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、臨時休業期間中や時短営業によるセントラルキッチンの操業低下、本部管理部門の事務量の減少及び当社グループ店舗において発生した固定費(人件費・家賃・減価償却費等)を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

3 売上高及び売上原価の季節的変動

連結子会社である株式会社丸平商店は、牡蠣製造販売という事業の性質上、牡蠣の生産時期による価格変動等の影響があるため、当社グループの売上高及び売上原価には著しい季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 5 月 1 日 至 2020年10月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 5 月 1 日 至 2021年10月31日)	
現金及び預金勘定	5,296,340千円	6,390,877千円	
預入期間が3か月を超える定期預金	757,986	328,009	
現金及び現金同等物	4,538,353	6,062,867	

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2020年10月31日)

1.配当金支払額

無配の為、記載すべき事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1.配当金支払額

無配の為、記載すべき事項はありません。

2.株主資本の著しい変動

当社は、2021年7月27日開催の定時株主総会決議に基づき、2021年7月30日付で資本金を4,982,945千円減少し、資本剰余金を同額増加いたしました。

また、2021年7月30日にDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合、株式会社西日本シティ銀行に対して第三者割当によるA種優先株式を発行することにより2,000,000千円調達し、資本金1,000,000千円及び資本剰余金1,000,000千円を増加、同日に資本金を1,000,000千円減少し、資本剰余金に振替えております。

加えて、2021年7月27日開催の定時株主総会決議に基づき、資本剰余金を7,858,594千円減少し、利益剰余金 を同額増加いたしました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金100,000千円、資本剰余金3,625,645千円、利益剰余金 542,870千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2020年10月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

		報告セ	グメント		調整額	四半期連結損
	外食事業	テイクア ウト事業	外販事業	計	神聖領 (注)1	益計算書計上 額(注)2
売上高						
外部顧客への売上高	5,543,425	3,835,827	448,473	9,827,726	-	9,827,726
セグメント間の内部売 上高又は振替高	717	9,512	4,232	14,461	14,461	-
計	5,544,143	3,845,339	452,705	9,842,187	14,461	9,827,726
セグメント利益又は損失 ()	971,032	1,271	207,490	1,177,251	417,129	1,594,380

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 417,129千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

- 2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

報告セグメントごとの固定資産の減損損失の計上額は、「外食事業」94,157千円、「テイクアウト事業」1,057千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年10月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

		報告セ	グメント		調整額	四半期連結損
	外食事業	テイクア ウト事業	外販事業	計	调整银 (注) 1	益計算書計上額(注)2
売上高						
一時点で移転される財	4,777,267	4,327,225	555,316	9,659,809	-	9,659,809
一定の期間にわたり移転 される財	8,328	-	-	8,328	-	8,328
外部顧客への売上高	4,785,596	4,327,225	555,316	9,668,138	-	9,668,138
セグメント間の内部売 上高又は振替高	626	9,923	12,571	23,121	23,121	-
計	4,786,222	4,337,149	567,887	9,691,259	23,121	9,668,138
セグメント利益又は損失 ()	1,124,199	153,152	75,932	1,046,979	286,883	1,333,862

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額 286,883千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

- 2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (固定資産に係る重要な減損損失)

報告セグメントごとの固定資産の減損損失の計上額は、「外食事業」41,388千円、「テイクアウト事業」14,855千円、「外販事業」114,630千円であります。

3.報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しておりますが、セグメント利益又は損失への影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2020年10月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 5 月 1 日 至 2021年10月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純 損失()	152円71銭	51円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失()(千円)	1,222,824	435,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	20,602
(うち優先配当額(千円))	(-)	(20,602)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	1,222,824	414,525
普通株式の期中平均株式数(株)	8,007,497	8,013,293

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分を控除する他、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式(期中平均株式数34,160株)を控除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月13日

株式会社梅の花

取締役会 御中

如水監査法人 福岡県福岡市

指定社員 公認会計士 松尾 拓也業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 児玉 邦康 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年5月1日から2021年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の2021年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて 継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監 査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1 上記の監査報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。